

第1回 日本企業の海外展開動向を踏まえた国際課税制度のあり方に関する研究会 議事要旨

- 日時：令和6年11月20日(水)10:00~12:10
- 場所：経済産業省別館227 各省庁共用会議室・オンライン併用開催（Teams）
- 出席委員等
 - 委員：吉村 政穂座長、新井 努委員、池上 彰朗委員、太田 洋委員、岡村 忠生委員、久保 輝幸委員、白土 晴久委員、曾我部 彩委員、竹中 英道委員、林 博之委員、判治 禎之委員、梁 文馨委員、渡辺 徹也委員
 - オブザーバー：一般社団法人日本経済団体連合会、一般社団法人日本貿易会、財務省主税局参事官室、国税庁調査査察部調査課、金融庁総合政策局総合政策課、経済産業省経済産業政策局企業行動課
 - 事務局：経済産業省経済産業政策局投資促進課
- 議題：
 1. 開会
 2. 事務局資料説明
 3. オブザーバーからのプレゼンテーション
 4. 全体討議
 5. 閉会
- 議事概要：

オブザーバーから、下記のとおりプレゼンテーションを行った。

【日本経済団体連合会によるプレゼンテーションの概要】

- 通常の事業活動であっても租税回避行為とみなされる懸念があることや、CFC税制のコストを踏まえて買収価格の交渉をせざるを得ない等の事情からM&Aを取りやめるといった、CFC税制によって国際的な事業活動が阻害される事例が存在。PMI 特例についても、2年以内に株式を譲渡する等の条件の充足が困難であることから活用ができない事例がある。
- グローバル・ミニマム課税とCFC税制の両制度への対応が発生しているが、両制度で異なる基準で税率や追加税額を計算する必要がある等の追加的な事務負担がかなり生じている。
- 各社は、事務負担の軽減のために、プラットフォームの構築等の努力を実施しているが、両制度で共通化できる要素が少ないこと等により、各社努力での事務負担の軽減は限界。例えば、グローバル・ミニマム課税の対象となっ

ている企業については特例的に簡便的な取り扱いを許容することも一案ではないか。

- GloBE ルールに CFC 税制を合わせる方向で、両制度での計算方法の共通化等をご検討いただきたい。また、対象外国関係会社・部分対象外国関係会社の租税負担割合の閾値を 15%に引き下げることや、PMI 特例の期間要件を 2 年から大幅に見直すこと等についてもご検討いただきたい。

【日本貿易会によるプレゼンテーションの概要】

- 現行の CFC 税制に残る課題として、ペーパー・カンパニーの過剰合算、本邦から事業を行うよりも重くなり得る租税負担、CFC 税制対応の実務負担、グローバル・ミニマム課税導入による追加の事務負担の 4 点が挙げられる。
- 海外 M&A で買収した企業群に含まれるペーパー・カンパニーが合算対象となるケースがあり、海外展開の阻害要因になっている。また、現地企業と一体となって発電や不動産開発等の地産地消事業に取り組む際に、倒産隔離や売却のしやすさの確保の観点からアセット毎に資産保有 SPC (特別目的会社) と中間 SPC を設立しているが、この中間 SPC が現行のペーパー・カンパニー特例を充足できず、中間 SPC による資産保有 SPC の譲渡益が合算対象となるケースがある。商社が投下資本の回転を重視し、アセット毎の譲渡益の適時取込みを志向する中、中間 SPC が合算対象となり得ることにより事業が阻害されている。
- アセット毎に複数の SPC を設立する結果、多数のペーパー・カンパニーが適用対象となり大きな事務負担が生じており、貿易会各社においては CFC 税制への対応で、税務部局だけでも年間 4,500 人日を要している。加えて、外国関係会社からの情報収集のために、経理担当者や営業担当者においても同規模の事務負担が生じている。
- 加えて、清算時に債務免除益等が合算課税されるケースや、繰越欠損金の使用ができないケース等においては、本邦から事業を行うよりも租税負担が重くなる可能性がある点も課題である。
- ペーパー・カンパニーの過剰合算や事務負担への対応策としては、特定外国関係会社の租税負担割合の閾値の引き下げ(27→20%)が有効である。そのほか、特定外国関係会社の判定基準に実体/管理支配基準に加えて第三の基準を導入することや、既存のペーパー・カンパニー特例を拡充することにより、全部合算すべきペーパー・カンパニーであるか否かの判定を精緻化することも効果があると考えている。
- グローバル・ミニマム課税導入後の CFC 税制のあり方や、両制度での情報の利活用の観点では、両制度の対象となる企業について、CFC 税制の租税負担割合の計算に代えてグローバル・ミニマム課税における調整後国別 ETR を活用

することや経済活動基準の判定に基づく全部合算を廃止して部分合算に一本化すること等の見直しの検討をお願いしたい。

その後、上記議題について広く意見交換を行い、下記のような議論が行われた。

【企業における事務負担の現状について】

- グローバル・ミニマム課税の導入により、企業の事務負担は増加しており、限界に来ている。少なくとも、グローバル・ミニマム課税への対応が求められる企業については、CFC 税制の事務負担を軽減する等の対応が必要。
- コンプライアンスコストは納税者の努力で克服できると議論されていた時代もあったが、今はもうそうではない。
- 企業としては、グローバル・ミニマム課税と CFC 税制の併存が負担となっている。重複の無い形への制度変更が必要。
- 企業の税務部門の人手不足は深刻。グローバル・ミニマム課税の導入等により事務負担が増加しているものの、税額への影響は少なく、経営判断として、人材やシステムへの投資がしにくい状況。グローバル・ミニマム課税と CFC 税制の統合化、適正化の課題感が高まっている。
- 大企業ではサブ連結（子会社が保有する孫会社についてまず連結決算を行い、当該子会社の連結財務諸表をベースに親会社の連結決算を行う）を行っているケースが多い。他方で、グローバル・ミニマム課税及び CFC 税制の対応のために、その海外子会社の連結財務諸表のみでなく、その下の孫会社の情報まで入手しなければならず、相当な負担が生じる。さらに、各社の税務申告書の入手や各国税制への理解が求められることも、多大な事務負担となっている。なお、グローバル・ミニマム課税と CFC 税制の両制度で収集する情報は似ているが異なる情報のため作業の重複はほとんど無い。
- 海外 M&A の際に買収した企業に数多くの子会社がぶら下がっている場合、精査に時間を要することから、PMI 特例のペーパー・カンパニーを2年以内に清算するという要件を満たすことができず PMI 特例を活用することができないため、PMI 特例の要件を見直すべき。
- CFC 税制とグローバル・ミニマム課税の両制度が適用されることで、事務負担が増加するのみならず、同じ所得について実質的に両制度で課税されているケースも存在。このような二重課税はできる限り避けるようにすべき。

【CFC 税制の役割及び見直しの方向性について】

- CFC 税制の目的の1つは我が国の課税ベースの浸食の防止であると考えられるが、海外 M&A で買収された海外企業に買収前から留保されていた所得は我が国の課税ベースを浸食しているわけではなく、そもそも課税することが CFC

税制の趣旨から外れているため、CFC 税制による課税の対象外とすべきではないか。

- 海外の子会社や企業グループを買収した際に、CFC 税制の対象となる企業がたまたま混じっているようなことは不自然では無い。そういったケースについて、果たして日本の所得が浸食されていると言えるのかを考えた上で制度のあり方を検討すべき。
- 海外で買収したグループ企業について、その企業の経営管理等が現地で完結して行われている場合には、日本の税源を浸食したとは言えない。単純にペーパー・カンパニーであるからというだけで、日本で課税されることは過剰合算ではないか。日本企業に買収されたらすぐに日本で追加課税されることは、日本企業の競争力の低下につながるため、日本からの所得移転の有無により明確な基準を設け、所得の移転が無いケースについては課税されないような制度にすべき。
- 現地からの撤退の際に、事業を整理して、最終局面で日本親会社が債権放棄を行うが、海外子会社は事業の整理を終えて実態が無くなっている状況であるため、ペーパー・カンパニーに該当してしまう。日本で外国子会社の債務免除益に対して合算課税されてしまうことが弊害となり、現地での再編の阻害となっている。合算対象となる企業の範囲の見直しが必要である。
- 外国子会社配当益金不算入制度の対象とならない企業等や個人も CFC 税制は対象となるため、その部分については、外国子会社配当益金不算入制度導入前の「課税繰延の防止」という考え方が残っており、日本の課税を無制限に繰り延べるケースを防止するためにも必要な考え方である。他方で、諸外国の中には、CFC 税制と切り分けて別の制度を措置している国も存在するため、本研究会は、外国子会社配当益金不算入制度の対象となる外国法人の発行済株式等のうち内国法人が保有しているか株式等の割合等が 25%以上となる外国子会社を保有している企業を中心に考察すべき。
- グローバル・ミニマム課税と CFC 税制は、考え方の違いがあるので、ある程度割り切って整理する必要がある。手続きについては、実体論と切り分けて考えることも必要。
- 近年の最高裁判決における調査官の解説等を踏まえると、CFC 税制は実質的には本来の租税回避防止から、日本の課税ベースの浸食を防止する税制に変質しているのではないかと見直しの方向性としては、①課税ベース浸食の観点からグローバル・ミニマム課税と CFC 税制の重複が考えられるので、グローバル・ミニマム課税の適用対象企業については、CFC 税制を本来の趣旨である租税回避防止に限定し大胆に簡素化する、②グローバル・ミニマム課税の適用対象外企業については、課税ベースの浸食防止の観点から見てもオーバーリーチングなものについて是正することが考えられる。実際、日本企業が海

外企業を買収してしまうと CFC の課税が発生するということで、買収を断念したケースもあったが、②の観点より見直すべきではないか。

以上